

一般社団法人子ども発達支援研究会 機関研究員資格認定規定

【通則】

第1条

1. 一般財団法人子ども発達支援研究会機関研究員規程第2条に基づき、当法人が認定する「一般社団法人子ども発達支援研究会 機関研究員」(以下、機関研究員と略記)の資格認定について本規程を定める。

【資格認定】

第2条

1. 機関研究員の資格認定を希望する者は、当法人の行う審査を受けなければならない。

第3条

1. 機関研究員の資格認定審査は、機関研究員資格認定委員会が行う。

第4条

1. 機関研究員の資格を取得するためには、当法人が提供する「子ども発達支援専門員養成講座」の全過程を修了したのち、機関研究員資格認定試験に合格しなければならない。
2. 子ども発達支援専門員養成講座に適用される条件は、別途定める「こはけんアカデミー規約」によるものとする。

第5条

1. 機関研究員の資格認定試験を受講する者は、初受験は無料、再受験は5,500円(税込)を受験料とする。

第6条

1. 子ども発達支援専門員養成講座の全過程を修了したのち、機関研究員認定試験に合格した者は、当法人に対し、機関研究員の資格認定申請を行うことができる。

第7条

1. 資格認定試験に合格した者は、所定の期日までに登録申込書を提出する必要がある。
2. 所定の期日を過ぎた場合は資格認定を申請する権利は失効する。
3. 資格認定を申請する権利が失効した者のなかで、改めて資格認定を希望する場合は、資格認定試験を再受験し合格しなければならない。

第9条

1. 資格認定試験に合格し所定の手続きを完了した者に対して、当法人はその氏名・登録番号・住所・生年月日・所属・職名等を機関研究員登録者名簿に登録し、機関研究員資格登録証明書を交付する。
2. 登録申込書を提出した者は、提出した月より起算して2年後に一般社団法人子ども発達支援研究会機関研究員規程にあげた条件を充足し、更新手続きを行わなければならない。

第10条

1. 資格登録者がその行為により当法人が定める倫理綱領に抵触した場合には、倫理委員会の勧告に基づき登録を一定期間停止または抹消することができる。

【審査】

第 1 1 条

1. 本資格は、機関研究員として必要な知識及び技能について審査を実施する。

第 1 2 条

1. 機関研究員資格認定試験は、筆記試験、論述試験、面接試験により年 4 回これを行う。
2. 試験方法は、当法人の独自の判断により変更することがある。試験方法変更に伴う受験者の不利益、損失が発生した場合、当法人はその責任の一切を負わないものとする。

第 1 3 条

1. 機関研究員資格認定委員会は、資格の認定を希望する者で、社会通念上著しい欠格があると認めた場合は、審査を拒否することができる。

【業務】

第 1 4 条

1. 機関研究員は、支援対象者に対する専門的な支援活動、支援に関する知見を得るための研究活動、地域社会に対する啓蒙活動などの業務を行う。

第 1 5 条

1. 機関研究員は当法人が定める倫理綱領を守らなければならない。

【改定】

第 1 6 条

1. 本規程の改定は、理事会の議決による。

【附則】

1. 本規程は 2023 年 4 月 1 日より施行する。